

# 令和4年第2回区議会定例会

## 議案説明資料

※議案第39号から42号については資料なし

(議案第30号)

## 杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

区は、「杉並区区立施設再編整備計画」において、区民事務所会議室を段階的に廃止することとし、西荻区民事務所上荻窪会議室については、その跡地にコミュニティふらっとを整備し、西荻区民事務所上井草会議室及び高円寺区民事務所和田会議室については、廃止後、施設の状況に応じて有効活用策を検討することとした。

このことに伴い、西荻区民事務所上荻窪会議室等の目的外使用を廃止する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

### <改正の概要>

- 1 第1条による杉並区行政財産使用料条例の一部改正  
上荻窪会議室の目的外使用料に係る規定を削除する。(別表第2)
- 2 第2条による杉並区行政財産使用料条例の一部改正  
上井草会議室及び和田会議室の目的外使用料に係る規定を削除する。  
(別表第2)

### <実施の時期>

令和5年4月1日。ただし、前記1については、同年1月1日

**【問合せ先】**

地域課

(議案第 3 1 号)

## 杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

このたび、長期優良住宅の普及の促進等を図るため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部が改正され、構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められる既存の住宅について、当該住宅の所有者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができること等とされた。

また、「東京都ふぐの取扱い規制条例」の一部が改正され、ふぐ加工製品の取扱いに係る届出制度を廃止すること等とされた。

これらのことに伴い、長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

- 1 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料等を定めること等とする。  
(別表第 1 の 1 2 3 の 2 の 2 の項、1 2 3 の 3 の 2 の項及び 1 2 3 の 5 の項)
- 2 ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料等に係る規定を削除する。(別表第 1 の 5 8 の項)

### <実施の時期>

令和 4 年 1 0 月 1 日。ただし、前記 2 については、公布の日

### 【問合せ先】

生活衛生課、建築課

(議案第 3 2 号)

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての公費負担の限度額は、公職選挙法に定める国会議員の選挙における公費負担の限度額に準じて条例で定めることとされている。

このたび、公職選挙法施行令の一部が改正され、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられた。

このことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 選挙運動用自動車の使用について、1日当たりの公費負担の限度額を引き上げる。(第4条)
- 2 選挙運動用ビラの作成について、ビラ1枚当たりの公費負担の限度額を引き上げる。(第6条及び第8条)
- 3 選挙運動用ポスターの作成について、ポスター1枚当たりの公費負担の限度額の算出基礎となる金額を引き上げる。(第11条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

**【問合せ先】**

選挙管理委員会事務局

(議案第 33 号)

## 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

本年 3 月、地方税法等の一部が改正されたこと等に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等の必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

- 1 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額等に係る所得の課税方式の見直しを行う。(第 16 条及び第 21 条の 2 並びに附則第 7 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3)
- 2 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の見直しを行う。(第 25 条の 2 及び第 25 条の 3)
- 3 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長すること等とする。(附則第 3 条の 5 の 2 及び第 18 条)

### <実施の時期等>

- 1 令和 5 年 1 月 1 日から施行すること等とする。(附則第 1 条)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 条)
- 3 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正(附則第 3 条) 所要の規定の整備を行う。

**【問合せ先】**

課税課

(議案第 3 4 号)

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、ゆうゆう館を区民集会所等とともに新たなコミュニティ施設であるコミュニティふらっとに段階的に再編整備することとしている。

杉並区立ゆうゆう上荻窪館については、同館が設置されている建物を解体して整備するコミュニティふらっとが開設するまでの間、杉並区立杉並会館の建物内に暫定的に移転することとした。

このことに伴い、ゆうゆう上荻窪館の位置を変更する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区上荻三丁目 2 9 番 5 号 (杉並会館と併設)
敷地面積	2,455.17 m <sup>2</sup>
建築面積	1,164.05 m <sup>2</sup>
延床面積	4,093.28 m <sup>2</sup> のうち、 ゆうゆう上荻窪館部分 248.80 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上5階建て
施設内容	集会室、事務室等

<改正の概要>

ゆうゆう上荻窪館の位置を「杉並区上荻三丁目 1 6 番 6 号」から「杉並区上荻三丁目 2 9 番 5 号」に改める。(別表第 1)

<実施の時期等>

- 1 令和 5 年 1 月 5 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第 2 項及び第 4 項)

- 3 杉並区行政財産使用料条例の一部改正（附則第3項）  
ゆうゆう上荻窪館の集会室の目的外使用料を改定する。（別表第2）

**【問合せ先】**

高齢者施策課

(議案第 3 5 号)

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

杉並区立大宮保育園については、「杉並区区立施設再編整備計画」に基づき、永福三丁目複合施設内の保育所を仮園舎として活用し、運営しているところであるが、このたび、同計画に基づき、大宮保育園旧園舎の跡地を活用して民間事業者が整備する園舎に移転し、民営化することとした。

このことに伴い、大宮保育園を廃止する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

大宮保育園を廃止する。(第 1 条)

<実施の時期>

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日(令和 5 年 4 月を予定)

**【問合せ先】**

保育課

(議案第 36 号)

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、東京都において特殊勤務手当の見直しが行われ、非常災害時等の緊急業務に係る教員特殊業務手当の額が引き上げられたところであるが、特別区においても、東京都や他団体との均衡を図るため、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当について同様に見直しを行うこととした。

このことに伴い、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当を改定するため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

教員特殊業務手当の額の上限を、従事した日 1 日につき「6,400 円」から「1 万 6,000 円」に改める。(第 17 条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項及び第 3 項)

【問合せ先】

庶務課

(議案第37・38号)

令和4年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業など、新たな事情や緊急性等の観点から必要な経費を計上するものです。

1. 議案第37号 令和4年度杉並区一般会計補正予算(第3号)

【概要】

補正事業 16事業 5,327,342千円  
財源更正 1事業

【歳出予算】

①情報政策の推進	3,910千円
②危機管理体制の強化	2,346千円
③生活困窮者等自立促進支援事業	11,277千円
④住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	1,109,386千円
⑤新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	103,547千円
⑥子育て世帯生活支援特別給付金支給	381,682千円
⑦各種衛生検査	31,524千円
⑧予防接種	2,800,215千円
⑨感染症予防・発生時対策	831,270千円
⑩保健所等施設の維持管理	12,168千円
⑪ユニバーサルデザインのまちづくり推進	3,017千円
⑫公園等の整備	14,641千円
⑬小学校の運営管理	8,423千円
⑭小学校の健康管理	7,306千円
⑮中学校の運営管理	4,468千円
⑯中学校の健康管理	2,162千円

【歳入予算】

○国庫支出金	4,421,719千円
○都支出金	692,921千円
○特別区税(財源保留)	212,702千円

**【債務負担行為】**

○追加

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	指 定 管 理 者 制 度 に よ る 高 円 寺 地 域 区 民 セ ン タ ー の 管 理 運 営	令 和 9 年 度 まで	255,000 千 円
2	指 定 管 理 者 制 度 に よ る 社 会 教 育 セ ン タ ー の 管 理 運 営	令 和 9 年 度 まで	595,000 千 円

**2. 議案第38号 令和4年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算(第2号)****【概要】**

補正事業 1事業 20,450千円

**【歳出予算】**

○傷病手当金の支給 20,450千円

**【歳入予算】**

○都支出金 20,450千円